

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人陽光会の役員（理事および監事）および評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものである。

(報酬の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬を支給する。

- (1) 常勤役員等については、職員給与のみとし役員報酬は支給しない。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、別表1の額を支給する。

- 2 理事および監事に対しては、一人当たりの各年度の総額が70,000円を超えない範囲内で、別表1の額を支給する。この場合、会議出席のための交通費は支給しない。
- 3 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支払い方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等は、理事会または評議員会等への出席の他、理事長が委嘱する業務について支給する。

- 2 報酬等は法令の定めるところにより算定した金額および法人が立て替えた金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項第二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 (1) この規程は、令和1年8月9日より施行する。
(2) この規程の施行日の日から従前の役員及び評議員の報酬等に関する規程を廃止する。

別表1

名称	報酬
役員等業務報酬	5,000円/1日